

## 検討懇談会運営要綱

平成 30 年 3 月 16 日

杉教第 10648 号

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、杉並区立富士見丘小・中学校改築検討懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し必要な事項について定めるものとする。

### (目的)

第 2 条 懇談会は、富士見丘小学校及び中学校の改築にあたり、次の各号に掲げる事項について、広く意見を聴くことを目的とする。

- (1) 校舎改築における基本的な方針に関すること。
- (2) その他、校舎改築の基本設計に反映する必要な事項に関すること。

### (構成)

第 3 条 懇談会は、別表に掲げる者をもって構成する。

### (運営)

第 4 条 懇談会は、教育委員会事務局学校整備担当部長（以下「部長」という。）が開催する。

- 2 懇談会の司会、進行については、懇談内容ごとに適した者を選出する。
- 3 部長は、必要があると認めるときは、第 3 条で掲げる者以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。
- 4 懇談会は、平成 32 年 3 月 31 日までの期間において、必要に応じて開催する。

### (会議の公開)

第 5 条 懇談会は、公開とする。ただし、部長は、必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

### (庶務)

第 6 条 懇談会の庶務は、教育委員会事務局学校整備課において処理する。

### (委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか懇談会の運営に関し必要な事項は、部長が別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 32 年 3 月 31 日をもってその効力を失う。

別表（第3条関係）

富士見丘小学校校長	1名
富士見丘小学校副校長	1名
富士見丘中学校校長	1名
富士見丘中学校副校長	1名
高井戸小学校校長	1名
高井戸第二小学校校長	1名
久我山小学校校長	1名
上高井戸町会の代表	1名
富士見丘町会の代表	1名
富士見丘アパート自治会の代表	1名
宮前地区町連の代表	1名
富士見丘商店会の代表	1名
富士見丘小学校学校運営協議会の代表	1名
富士見丘中学校学校運営協議会の代表	1名
富士見丘小学校学校支援本部の代表	1名
富士見丘中学校学校支援本部の代表	1名
富士見丘小・中学校区を担当する青少年委員	2名
富士見丘小学校PTAの代表	1名
富士見丘中学校PTAの代表	1名
高井戸小学校PTAの代表	1名
高井戸第二小学校PTAの代表	1名
久我山小学校PTAの代表	1名
高井戸西学童クラブ保護者の代表	1名
学識経験者	1名